日産婦医会発第 10 号
令和 6 年 4 月 12 日

都道府県産婦人科医会会長　殿

日本産婦人科医会
会長　石渡　　勇

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（協力依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 12 号）が令和 6 年 3 月 29 日に成立し、4 月 5 日に施行されたことに伴い、一時金の支給の請求期限が 5 年延長されました。

貴会長におかれましては、会員及び医療機関に周知していただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

（添付資料）

令和 6 年 4 月 5 日　「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたものに対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（協力依頼）〔医会宛て〕

令和 6 年 4 月 5 日　「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたものに対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（通知）〔各 都道府県知事宛て〕

令和 6 年 4 月 5 日　医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（事務連絡）〔別記団体宛て〕

令和 6 年 4 月 5 日　官報

別添 1　一時金支給請求に係る診断書（様式 2）

別添 2　一時金支給請求に関する診断書作成料等支給請求書（様式 3）

別添 3　診断書記載の手引き

別添 4　旧優生保護法一時金ポスター

別添 5　旧優生保護法一時金リーフレット